

企業主導型保育事業
保育施設運営事業者 各位

公益財団法人児童育成協会
理事長 鈴木 一光

令和3年度企業主導型保育施設に対する専門的財務監査の実施について

平素より企業主導型保育事業の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、企業主導型保育事業費補助金実施要綱第5の3の(2)の④、令和3年度企業主導型保育事業専門的財務監査規準の第3に基づき、企業主導型保育施設の専門的財務監査を下記のとおり実施するので通知いたします。

記

1 実施について（概要）

- (1) 助成を受けた企業主導型保育事業の実施者（以下「事業実施者」という。）に対し、助成金の不正使用や不適切な会計処理等が行われていないかを重点的に確認するために実施します。
- (2) 公平不偏に実施し、一方的判断を押しつけることのないよう留意するとともに、専門的財務監査（以下、「監査」とする。）の趣旨及び内容等を明らかにし、事業者等の理解及び協力が得られるよう実施します。また、監査時において、施設の保育の提供に影響を及ぼさないよう十分に配慮します。
- (3) 補助金適正化法及び国から発出される通知等の内容を勘案して定める「専門的財務監査評価基準」に基づき実施します。なお、必要に応じて「専門的財務監査評価基準」の「評価項目」に記載されていない内容についても確認することがあります。
- (4) 事業実施者に対し、当該施設における帳票等の準備のために、概ね1か月前に立入調査実施通知書を送付します。なお、事業実施者は監査の対象となった旨、協会から連絡があった際にはこれを拒否することはできません。
- (5) 関係法令等に係る知識と経験を有する者を含む2名以上の者で実施します。
- (6) 専門的財務監査における調査、質問等は、施設の設置者又は運営の責任者に対して行うことを通例としますが、必要に応じて、保育従事者やその他職員等からも事情を聴取致します。また、必要に応じて、事業実施者の本社・支社や運営委託先に立ち入ります。この場合、事業実施者は積極的にご協力ください。